

建物の解体工事の際の 下水道施設の取扱いについて

～公共ますは市の大切な施設です。正しく取り扱しましょう～



⚠ 建物を解体する場合は、下水道の確認を忘れずに！

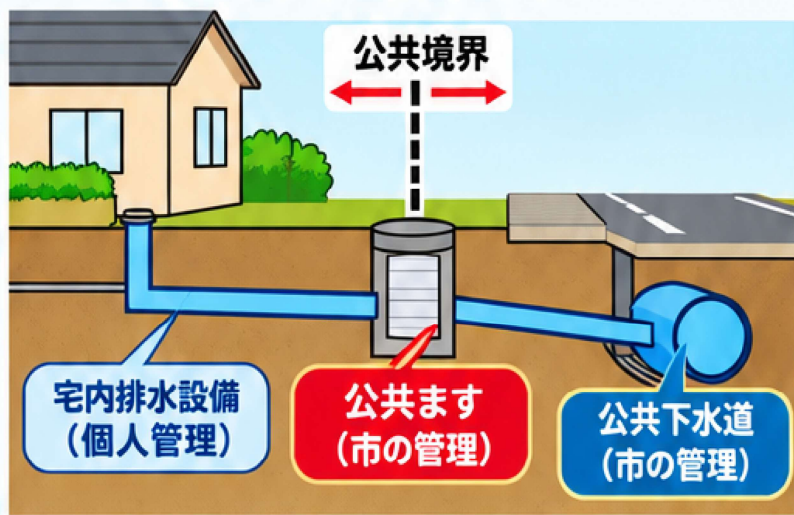
建物の解体に伴い、排水設備を撤去・変更する場合も、
事前に計画確認申請が必要です。

公共ますは原則として撤去できません。

解体前に公共ます・取付管・
排水設備の位置を確認し、
公共ますの撤去・移設等が必要な
場合は、工事着手前に
下水道課へご相談ください。

1 公共ますとは？

公共ますは、宅地内の排水設備と公共下水道を
つなぐ施設で、市が維持管理しています。



2 解体工事の際の注意点

1 公共ますは原則撤去不可

公共ますは市の管理施設です。解体時も原則
撤去することはできません。

2 事前に位置を確認

下水道台帳等で、公共ます・取付管の位置を
確認してください。

3 破損・埋設・無断撤去をしない

公共ますや取付管を破損したり、埋設したり、
無断で撤去しないでください。

4 宅内排水管の撤去時はキャップ止め

排水設備を撤去する場合は、雨水や土砂が
公共下水道に流入しないよう、適切にキャップ止め
を行ってください。

3 排水設備の増設・改築・撤去は計画確認申請が必要です

建物の新築・増築・改築、解体等に伴い、排水設備の増設・改築・撤去
その他の変更工事を行う場合は、事前に「排水設備等計画（変更）確認
申請書」を提出し、市の確認を受けてください。

⚠ 市の確認を受ける前に工事に着手することはできません。

主な申請が必要な工事

工事の例	手続き
排水設備の新設	排水設備等計画確認申請
排水設備の増設	排水設備等計画（変更）確認申請
排水設備の改築・変更	排水設備等計画（変更）確認申請
建築解体に伴う排水設備の撤去	排水設備等計画（変更）確認申請
公共ますの撤去・移設が必要な場合	事前に下水道課へ相談

※ 申請書は、原則として**工事着手7日前**までに提出してください。

4 公共ますの種類（主なもの）

塩ビ製（プラスチック製）
（直径約20cm程度）

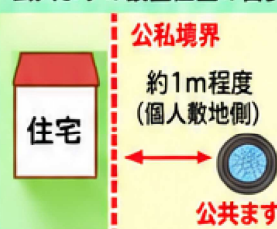
コンクリート製
（直径約60cm程度）

鉄製（車両乗り入れ部など）



※ 上記以外にも、市町のマークが入ったものや、設置時期により
異なるタイプがあります。

公共ますの設置位置の目安



排水設備の撤去時のキャップ止め



不明な点は
下記までお問い合わせください

小美玉市 下水道課

☎ 0299-48-1111（内線2120～2126）

きれいな水を
未来へつなぐために
ご協力をお願いします。

